

青梅市地域福祉総合計画

第5期青梅市地域福祉計画

青梅市重層的支援体制整備事業実施計画

青梅市再犯防止推進計画

青梅市成年後見制度利用促進基本計画

第9期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画

青梅市認知症施策推進計画

第6期青梅市障害者計画、第7期青梅市障害福祉計画、第3期青梅市障害児福祉計画

第9期青梅市高齢者保健福祉計画・ 青梅市介護保険事業計画 概要版

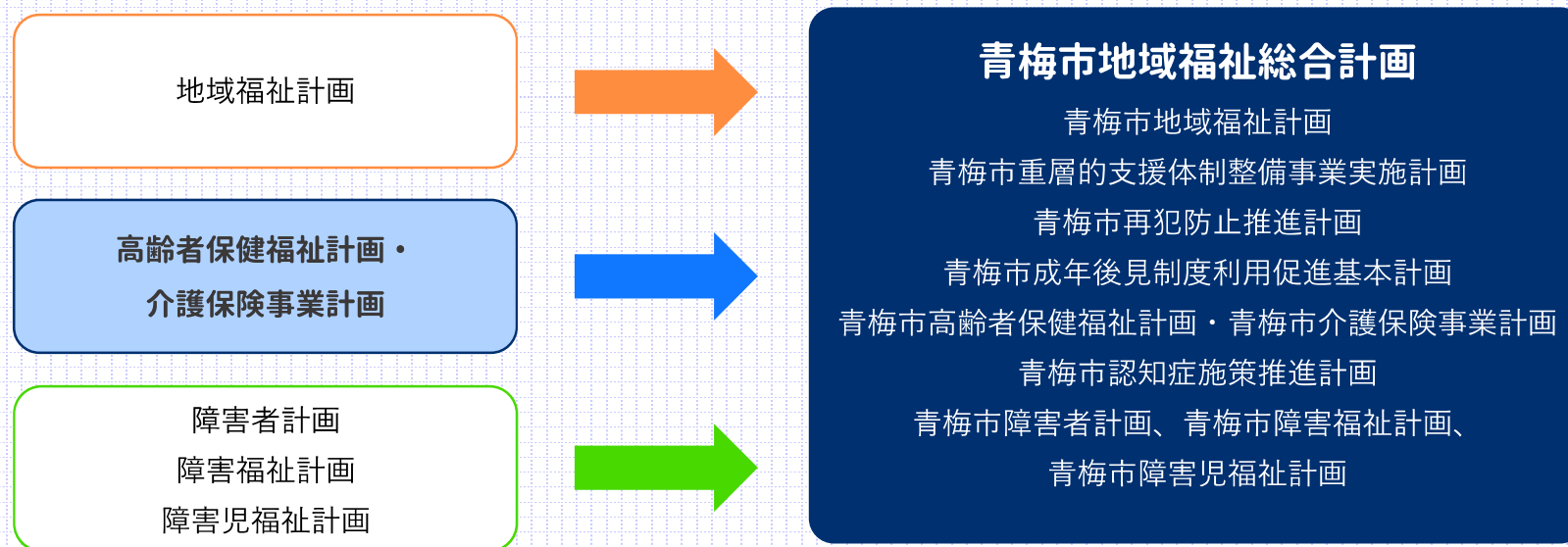
青梅市



青梅市地域福祉総合計画の策定に当たって

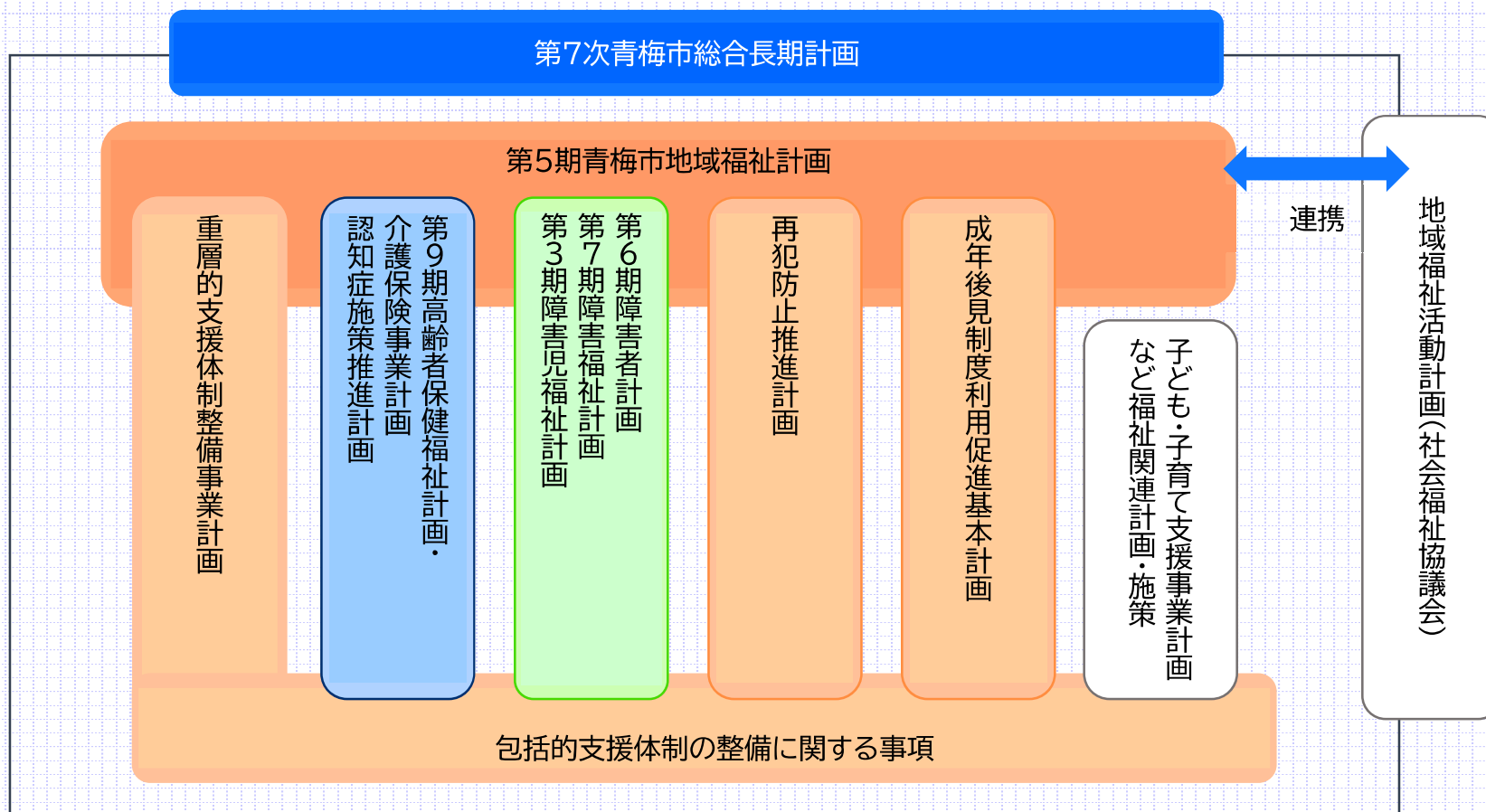
策定の背景・趣旨

- 近年、福祉に対するニーズが複合化・複雑化するなか、制度・分野ごとの「縦割り」や支援の「受け手」「支え手」といった関係を超えて、誰もが住み慣れた地域で暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことのできる「地域共生社会」の実現を目指しています。
- 青梅市では、平成31年に第4期青梅市地域福祉計画を策定したのち、地域福祉コーディネーターの配置や既存の連携体制強化による相談支援の充実等に取り組むとともに、令和3年度から重層的支援体制整備事業への移行準備を開始しました。
- このようななか、地域福祉の推進に関する計画である第4期青梅市地域福祉計画および分野別の福祉計画である第8期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画、第5期青梅市障害者計画、第6期青梅市障害福祉計画、第2期青梅市障害児福祉計画が令和5年度をもって計画期間満了を迎えることから、これらを合本し総合的な計画として策定するとともに、新たに重層的支援体制整備事業実施計画、青梅市再犯防止推進計画および成年後見制度利用促進基本計画を加え、本市の地域福祉の一層の推進に向けて本計画を策定するものです。



計画の位置づけ

- 本市の最上位計画であり、目指すべきまちの将来像と基本理念を定める青梅市総合長期計画との整合を図ります。
- 高齢者計画、障害者計画等、重層的支援体制整備事業実施計画、再犯防止推進計画および成年後見制度利用促進基本計画は、地域福祉計画を上位計画とし、整合を図ります。
- 子ども・子育て支援事業計画等の福祉関連計画・施策を横断的につなぐものです。
- 社会福祉協議会「地域福祉活動計画」との連携を図ります。



計画期間

各計画の期間は以下のとおりです。

なお、変化する社会情勢や関連する諸計画との整合性から、必要に応じて見直しをすることとします。

- 地域福祉計画等：令和6年度から令和11年度までの6か年（令和8年度に中間見直しを行います）
- **高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画等：令和6年度から令和8年度までの3か年**
- 障害者計画：令和6年度から令和8年度までの3か年
- 障害福祉計画・障害児福祉計画：令和6年度から令和8年度までの3か年

	令和 5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)	8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)	
総合長期計画	第7次							
地域福祉計画 (重層的支援体制整備事業実施計画・青梅市再犯防止推進計画・ 成年後見制度利用促進基本計画)		第5期						
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (認知症施策推進計画)		第9期						
障害者計画		第6期						
障害福祉計画 障害児福祉計画		第7期・第3期						

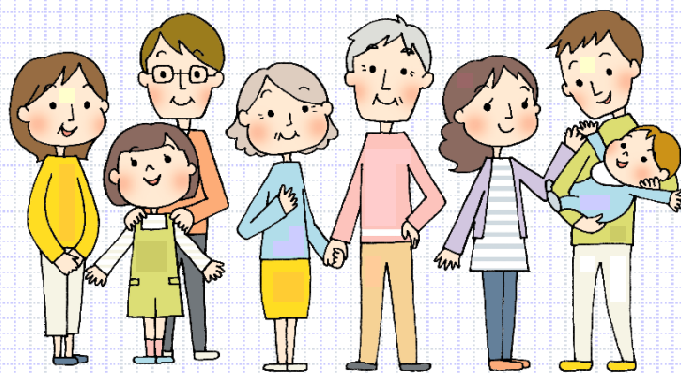
福祉共通理念

地域福祉総合計画の各計画における共通の理念として、

多様性を認め合い、
みんなが健やかに暮らせるまち

を定めます。

最上位計画である「第7次青梅市総合長期計画」との整合を図り、3つの基本理念のうち、「多様性を認め合い、みんなが健やかに暮らせるまち」を本計画共通の理念として定め、全ての人が尊重し合い、一人ひとりが元気に活躍できる、地域共生社会の実現を目指します。



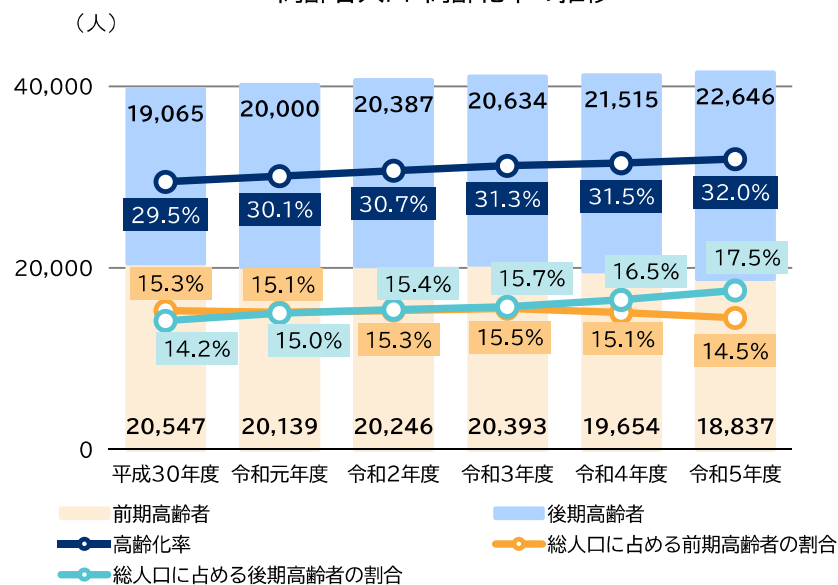
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

青梅市の高齢者を取り巻く状況

高齢者人口の増加

総人口が減少する中、高齢者人口は増加しており、令和5年の高齢化率は32.0%となっています。

高齢者人口・高齢化率の推移



出典 高齢者人口：住民基本台帳(各年10月1日)
 健康リスク：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
 認知症施策のニーズ：在宅介護実態調査・介護サービス事業所調査

健康リスクの上昇

3年前の前回調査と比較して、口腔機能、閉じこもり、心の健康に関するリスクが高くなっています。

リスク該当者割合 (%)	口腔機能リスク	閉じこもりリスク	心の健康リスク
前回 (n=2,567)	22.3	15.1	39.0
今回 (n=2,577)	25.7	17.3	42.1
変化	+3.4	+2.2	+3.1

認知症施策のニーズ

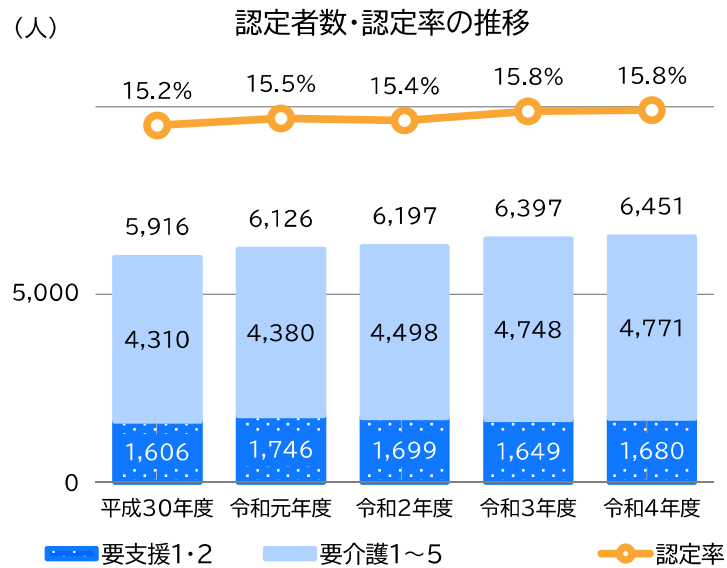
介護者が不安を感じる介護と、事業者からみた生活の維持が難しくなっている原因について、ともに認知症状に関するものが最も多くなっています。

介護者が不安を感じる介護	事業者からみた在宅生活の維持が難しくなっている原因
認知症状への対応(21.4%)	認知症状の悪化(60.0%)
外出の付き添い、送迎(19.2%)	身体介護の発生・増大(48.6%)
入浴・洗身(17.9%)	生活支援の発生・増大(42.9%)
夜間の排泄(16.4%)	その他状態等の悪化(42.9%)

青梅市の介護保険を取り巻く状況

要介護認定者数の増加と認定率の上昇

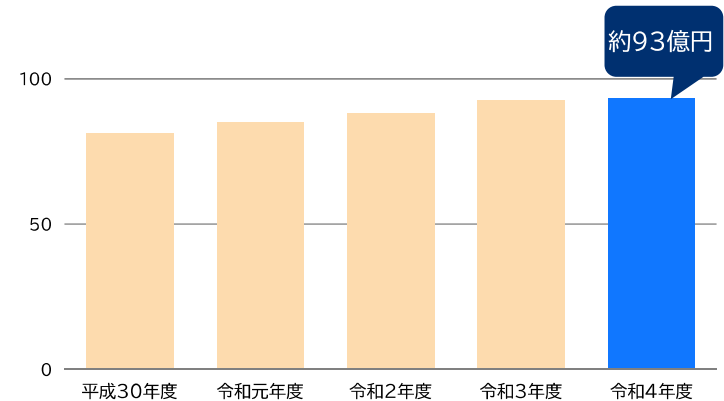
要介護認定者数は年々増加しており、令和4年度で6,451人となっています。認定率も上昇傾向にあり、介護ニーズが増大しています。



介護給付費の増加

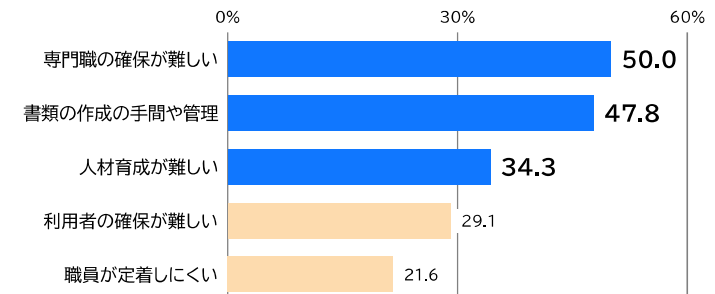
介護給付費は増加しており、令和4年度で約93億円となっています。

給付費合計の推移(単位:億円)



事業運営における課題

事業所調査によると、事業運営における課題として専門職の確保や書類の作成の手間、人材育成があげられています。



出典 要介護認定者数・認定率:介護保険事業状況報告(各年9月末時点)(第2号被保険者を含む)
 介護給付費:介護保険事業状況報告
 事業運営における課題:介護サービス事業所調査

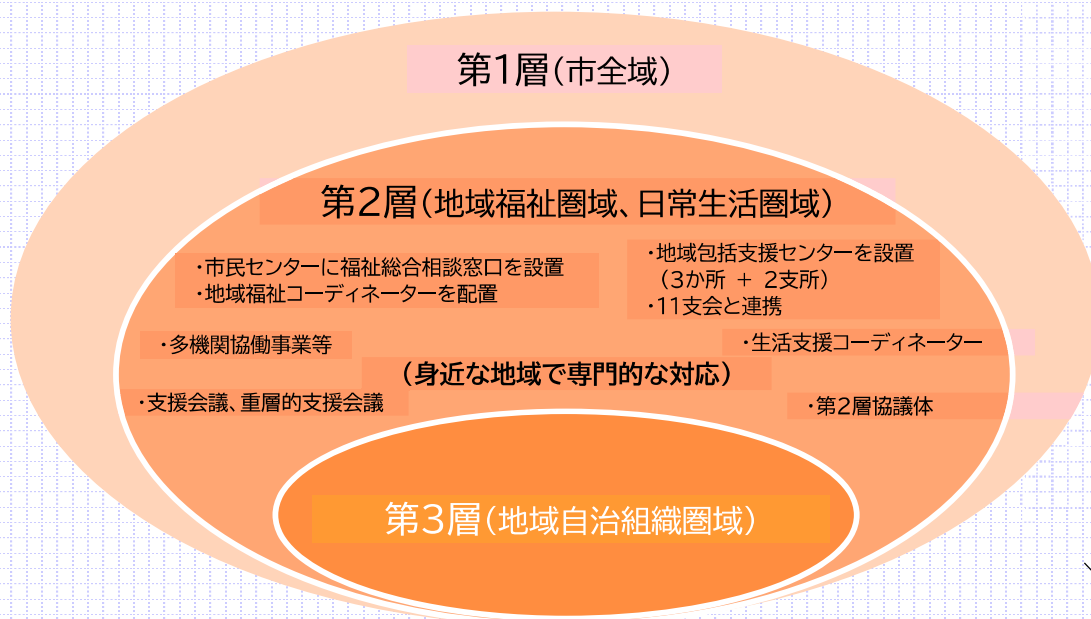
圏域の考え方と日常生活圏域の設定

青梅市においては、地域の社会資源を生かしながら、問題の発見・解決を図るために3層からなる圏域を設定し、それぞれの圏域に応じた機能、体制を整備しています。

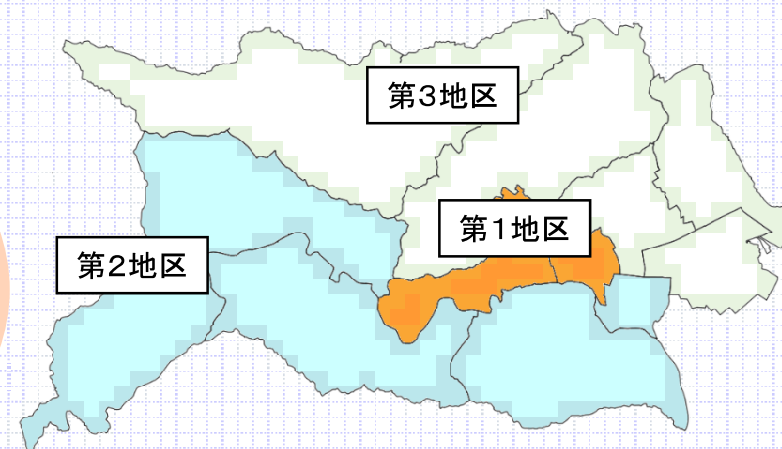
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においては、このうち第2層の圏域を日常生活圏域と設定し、地域包括支援センターを設置して、関係機関と連携した介護サービスのきめ細やかな提供や、住み慣れた地域の中で自分らしく暮らし続けるための支援を推進します。

なお、第2地区・第3地区については高齢者人口が多く、地域課題へのよりきめ細かい対応に向けて地域包括支援センターの支所を設置し、計5か所の拠点で地域包括ケアシステムを推進します。

青梅市における圏域の考え方



青梅市における日常生活圏域



基本理念

高齢者がいきいき暮らすまち

本計画は、第7次青梅市総合長期計画に掲げる「年を重ねても生きがいや役割を持ち、人や地域とのつながりを保ちながら、できるだけ住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けることができる、高齢者がいきいき暮らすまち」の実現に向けて、高齢者福祉施策の推進を図るものです。

施策体系

基本目標	基本方針	基本施策		
1 「支える側」「支えられる側」の枠組みを超えていきいきと過ごせる暮らしづくり	(1) 生きがいづくり・介護予防等の推進	ア 健康づくりのための継続的な支援 イ 健康のための体づくり	ウ 社会参加の機会の充実 エ 高齢者の就労支援	オ 移動支援サービスの充実 カ 敬老事業の推進
	(2) 住民主体の生活支援の推進	ア 地域で支え合う体制づくり イ 見守り体制の充実	ウ 介護する家族への支援	
	(3) 介護人材の確保等、事業者への支援	ア 介護人材対策の推進 イ デジタル化の推進		
2 安心して暮らせる地域づくり	(1) 安全・安心なまちづくり	ア 権利を守る取組の推進 イ 高齢者虐待防止に向けた取組	ウ 災害対策の推進 エ 感染症・熱中症予防の推進	オ 防犯対策の推進 カ バリアフリーの推進
	(2) 認知症に関する支援の充実 ※「青梅市認知症施策推進計画」に沿って、右記の基本施策を実施します。	ア 認知症への理解に関する普及・啓発 イ 認知症予防の推進 ウ 社会参加に向けた支援	エ 認知症の人を介護する家族への支援 オ 適切なサービス提供に向けた取組	
	(1) 地域包括ケアシステムの深化	ア 在宅で生活を続けるための支援 イ 多様な住まいの確保	ウ 介護予防のための取組 エ 多職種による連携	オ 相談体制の充実
3 持続可能な福祉の仕組みづくり	(2) 介護保険サービスの充実と適正運営	ア 介護保険サービスの適正な給付 イ 介護保険サービスの整備		

基本目標 1

「支える側」「支えられる側」の枠組みを超えていきいきと過ごせる暮らしづくり

基本方針1

生きがいつくり・介護予防等の推進

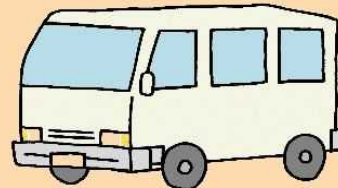
高齢者の健康づくりを推進し、介護予防や重度化防止を図るとともに、地域活動や就労等の社会参加を通して、高齢者が地域社会の中で役割と生きがいをもって、支え合いながら暮らせるまちの実現を目指します。

●基本施策

- | | |
|-------------------|---------------|
| ア 健康づくりのための継続的な支援 | エ 高齢者の就労支援 |
| イ 健康のための体づくり | オ 移動支援サービスの充実 |
| ウ 社会参加の機会の充実 | カ 敬老事業の推進 |

●高齢者移動支援補助事業

外出の機会が減っている高齢者の移動について、通いの場等の介護予防活動を行う場所へ送迎を行う事業を実施する団体に対し補助金を交付し、高齢者の地域における移動や地域活動への参加を促し、介護予防の推進を図ります。



基本方針2

住民主体の生活支援の推進

高齢者やその家族、また、市民、民間事業者や福祉団体などの多様な主体が、それぞれの地域で支え合って暮らしていくために、見守りや家族支援等の仕組みづくりを進めます。

●基本施策

- | |
|----------------|
| ア 地域で支え合う体制づくり |
| イ 見守り体制の充実 |
| ウ 介護する家族への支援 |

●地域の支え合いを検討する場(第2層協議体)の確保

市では、自分たちの地域に必要な支え合いを目的として、各地域に話し合いの場を作っています。そこには住民の皆さんや地域にある施設の方などが参加しています。ボランティアの仕組みづくりや、高齢者と子どもの交流など、地域に必要な支え合いや高齢者の生きがいつくりについて話し合い、出来るところから始めています。

基本目標 2

安心して暮らせる地域づくり

基本方針3 介護人材の確保等、事業者への支援

介護人材不足へのアプローチや、ICT化の促進などを通じ、介護事業者の運営を支援することで、介護サービスの質の向上を図ります。

●基本施策

- ア 介護人材対策の推進
- イ デジタル化の推進

介護人材確保事業の実施・介護サービス事業所のICT化促進支援

中高生等へ向けて、介護の仕事に関する普及啓発などを行います。

また、介護サービス事業所の業務が年々複雑化していることを受け、介護職員の負担軽減につながるシステムの導入支援などを実施します。

基本方針1 安全・安心なまちづくり

高齢者の防災・防犯・感染症予防等にかかる取組や、虐待防止をはじめとした権利擁護、バリアフリー等の取組を推進することで、安全・安心に暮らせるまちの実現を目指します。

●基本施策

- ア 権利を守る取組の推進
- イ 高齢者虐待防止に向けた取組
- ウ 災害対策の推進
- エ 感染症・熱中症予防の推進
- オ 防犯対策の推進
- カ バリアフリーの推進

高齢者虐待の防止や対応に向けた体制整備

高齢化が進む中、介護に関する悩みは誰もが直面する可能性があります。高齢者が不適切な状態になること（高齢者虐待）を防ぎ、介護する家族の支援にもつながるよう、「青梅市高齢者虐待防止ネットワーク連絡会」で協議を行います。

また、地域包括支援センターと連携し、高齢者虐待の予防と早期発見、高齢者本人および家族への支援、地域の理解についてなどの普及啓発を行います。



基本方針 2

認知症に関する支援の充実

認知症を早期に発見し支援につなげるとともに、認知症の人やその家族を地域全体で支えていく仕組みづくりを進めます。

右記の「青梅市認知症施策推進計画」に沿って、この基本方針の施策を実施していきます。

●基本施策

- ア 認知症への理解に関する普及・啓発
- イ 認知症予防の推進
- ウ 社会参加に向けた支援
- エ 認知症の人を介護する家族への支援
- オ 適切なサービス提供に向けた取組

認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者となる認知症サポーターを養成します。

おおむね 10 人以上の団体・グループ等を対象に講師(キャラバン・メイト)を無料で派遣しています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。➡



介護予防・認知症講演会

認知症予防等に関する講演会を開催し、基本的な知識の普及啓発を図ります。



認知症カフェの普及

認知症カフェは、認知症の人や、介護する家族、専門職をはじめ、地域の誰もが参加して交流や情報交換ができる場です。認知症に関する悩みの相談や、認知症予防に関する情報発信もしています。

認知症カフェを普及し、認知症本人や家族が集う活動を推進します。

青梅市認知症施策推進計画

認知症の対策を進めるにあたっては、すべての認知症の人が、自分らしく、日常生活や、人とのかかわりを大切にしながら生きていくことが出来る社会(共生社会)を実現することが求められます。当市ではこの共生社会を実現するために、下記の取り組みを進めていきます。

- ①認知症の人に関する市民の理解の増進等
- ②認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- ③認知症の人の社会参加の機会の確保等
- ④認知症の人の意思決定の支援および権利利益の保護
- ⑤保健医療サービスおよび福祉サービスの提供体制の整備等
- ⑥相談体制の整備等
- ⑦研究等の推進等
- ⑧認知症の予防等

基本目標 3

持続可能な福祉の仕組みづくり

基本方針 1

地域包括ケアシステムの深化

高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく生活していけるよう、日常生活を支援するとともに、介護予防のための取組を進めていきます。また、様々な事柄について相談できる窓口を充実させることにより、日常生活に関する困りごとを相談しやすく、複雑な地域の問題について連携して対応していける仕組みを整えます。

●基本施策

- ア 在宅で生活するための支援
- イ 多様な住まいの確保
- ウ 介護予防のための取組
- エ 多職種による連携
- オ 相談体制の充実

●地域包括支援センターの体制強化

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域でその人らしく生活を続けられるように、介護・福祉・保健・医療など、さまざまな面で支援を行う総合相談窓口です。より相談しやすい体制にするため、体制を一部変更しました。市内すべてのセンターで、週6日（月～土曜日）相談をお受けします。また、第2・3地区には既存のセンターに加え、それぞれ支所を設置し、全体としては、3つのセンターによる5つの窓口を設置します。身近な相談場所としてご活用ください。詳しくは、この冊子の裏表紙（16ページ）をご覧ください。

基本方針 2

介護保険サービスの充実と適正運営

介護保険サービスが適正・円滑に運営され、それぞれの状態像に合わせ、自立した生活を継続するために、高齢者自らの意思で必要な介護サービスを受けられるまちの実現を目指します。

●基本施策

- ア 介護保険サービスの適正な給付
- イ 介護保険サービスの整備

●地域密着型サービス事業所の整備

今後需要が見込まれる地域密着型サービス事業所について、2か所の整備を行います。地域密着型サービスの内容については、次ページをご覧ください。



介護保険のサービス等について

介護給付・予防給付

介護保険で受けられるサービスは、大きく分けて居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスがあります。

居宅サービス

介護が必要な高齢者の自宅にヘルパーが来て、食事や生活のお手伝いをしてくれる「訪問介護」、日帰りで施設に通って体操・運動を行う「デイサービス」など、主に自宅で暮らしながら受けるサービスです。

地域密着型サービス

居宅サービスよりも小規模なサービス形態で、原則として市民の方のみが利用でき、少人数のデイサービスや、少人数で共同生活を行う認知症対応型のグループホーム、また、定額制のサービスなどがあることが特徴です。

施設サービス

自宅での生活が難しくなった方が、特別養護老人ホームなどの施設で暮らしながら受けるサービスです。



地域支援事業

また、要支援1・2の方や、要介護・要支援の認定を受けていない方を対象として、要介護状態や要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する、地域支援事業を実施します。

介護予防・日常生活支援総合事業

要介護状態にならないよう予防し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、自宅にヘルパーが訪問して介護や家事援助を行ったり、日帰りで施設に通ってレクリエーションを行うなど、生活支援のサービスを提供します。

また、要介護認定を受けていない方を含めたすべての高齢者を対象として、体操等の通いの場や、講演会や教室など、介護予防についての普及・啓発を行います。

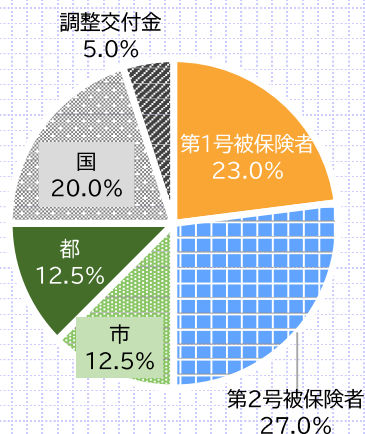
包括的支援事業、任意事業

地域包括支援センターを設置し、高齢者のさまざまな相談や、権利を守る事業、介護予防のための支援を行います。また、地域包括支援センターと連携し、地域の支え合いのための仕組みづくり、認知症支援の充実などを行います。（包括的支援事業）
家族を介護する方へ介護に関する教室を開いたり、介護サービス利用者に対し、施設や自宅への相談員の訪問などを行います。（任意事業）

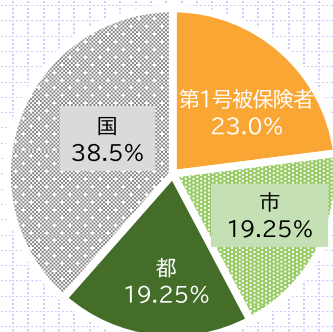
介護保険料の設定

介護保険で受けられる居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスや、地域支援事業費の費用は、国・都・市の負担金と、介護保険料で構成されており、その構成割合は以下の通りです。

■介護給付・予防給付費等（施設分を除く）



■地域包括支援センターの運営など



第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料については、介護サービスの利用の見込みを踏まえて、必要な費用を確保できるように3年ごとに見直され、その金額は、各市区町村によって異なります。

青梅市の介護保険料（令和6年度から8年度まで）

課税状況	所得段階	保険料率	年間保険料
世帯全員が 市民税非課税の方	第1段階	基準額×0.28	19,400円（月額1,600円）
	第2段階	基準額×0.48	33,400円（月額2,800円）
	第3段階	基準額×0.68	47,300円（月額3,900円）
本人が市民税非課税かつ 世帯員が市民税課税の方	第4段階	基準額×0.90	62,600円（月額5,200円）
	第5段階	基準額	69,600円（月額5,800円）
介護保険料を支払う 本人が市民税課税の方	第6段階	基準額×1.20	83,600円（月額7,000円）
	第7段階	基準額×1.30	90,400円（月額7,500円）
	第8段階	基準額×1.50	104,400円（月額8,700円）
	第9段階	基準額×1.70	118,300円（月額9,900円）
	第10段階	基準額×1.90	132,200円（月額11,000円）
	第11段階	基準額×2.10	146,100円（月額12,200円）
	第12段階	基準額×2.30	160,000円（月額13,300円）
	第13段階	基準額×2.40	167,000円（月額13,900円）
	第14段階	基準額×2.50	174,000円（月額14,500円）
	第15段階	基準額×2.60	180,900円（月額15,100円）
	第16段階	基準額×2.70	187,900円（月額15,700円）

※月額についてはおおよその金額を記載しています

お困りごとは地域包括支援センターにご相談ください。

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者のみなさんやご家族をさまざまな面から支援するための総合相談窓口です。
 高齢者に関するご相談やお困りごとなどがありましたら、お気軽にご相談ください。
 保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなどの専門職がご相談をお受けします。



生活圏域	名称	所在地	担当地区	連絡先
第1地区	青梅市地域包括支援センター すみえ	住江町66	勝沼、西分町、住江町、本町、仲町、上町、森下町、 裏宿町、天ヶ瀬町、滝ノ上町、大柳町、日向和田、 東青梅、根ヶ布、師岡町	78-3442
第2地区	青梅市地域包括支援センター うめぞの	駒木町3-594-1 メディケア梅の園内	駒木町、長淵、友田町、千ヶ瀬町、河辺町、畑中、 和田町、梅郷、柚木町、二俣尾、沢井、御岳本町、 御岳、御岳山	24-2882
	青梅市地域包括支援センター うめぞの河辺支所	河辺町10-6-1 トミタワー602		84-2627
第3地区	青梅市地域包括支援センター すえひろ	末広町1-4-5 青梅すえひろ苑内	吹上、野上町、大門、塩船、谷野、木野下、今寺、 新町、末広町、藤橋、今井、富岡、小曾木、黒沢、 成木	33-4477
	青梅市地域包括支援センター すえひろ野上支所	野上町4-4-5 藤村ビル3階		78-4800

青梅市地域福祉総合計画[高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画 概要版]

発行者 青梅市 〒198-8701 東京都青梅市東青梅1-11-1

発行日 令和6年3月

企画編集 青梅市 健康福祉部 地域福祉課

電話番号 0428-22-1111(代表)

補聴器購入費助成事業について

【新規】 高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業 (R 6 予算 582,662千円)

加齢性難聴に係る状況

※日本耳鼻咽喉科・頭頸部外科学会HP

- 加齢性難聴は、転倒発生や認知機能の低下など、高齢者の健康に悪影響を及ぼす
- 加齢性難聴の有病率は65歳から急増し、65歳から74歳では3人に1人、75歳以上では約半数が難聴といわれる※
- 加齢性難聴を抱える方の問題意識がそれほど高くない

課題

- 加齢性難聴には根本的な治療がないため、診断を受けた後に、補聴器装着など適切な対応を早期にとる必要があり、また、軽度認知障害の時点で難聴がある場合についても、できるだけ早く補聴器の装用など対策を考える必要がある。
- 適正な補聴器は普及価格帯が高額だが、都内において地域により補聴器助成の実施状況に偏りがある。

上記の現状を踏まえ、課題に対応していくためには、難聴に早期に気づき、適切に対応することの必要性を都民に広く周知するとともに、都が強力に誘導して、都内のどの地域でも十分な支援が受けられる体制を構築していく必要がある

事業内容

概要

加齢性難聴の高齢者のコミュニケーション機会確保を推進し、介護予防につなげるため、加齢性難聴の早期発見・早期対応に係る区市町村の取組を支援する。

補助要件

- 障害者総合支援法に基づく補装具としての補聴器の支給対象者でないこと
- 補聴器に詳しい耳鼻咽喉科医（補聴器相談医など）の診察及び聴力検査結果により、補聴器の必要性を確認していること
- 年齢制限：原則として、事業を実施する年度に65歳以上となる者（※）
- 所得制限：原則として、住民税非課税となる者（※）
- 補聴器購入前に区市町村が支給等の審査及び意思決定をしている者

（※）都の補助要件の原則から外れた要件設定で区市町村から申請があり、都がその必要性を認める場合は、区市町村が設定した補助要件による事業実施が可能

補助対象経費・補助率

補助対象① 補助率：1/2（区市町村負担の）
適正な補聴器支給に係る経費

- 加齢性難聴に係る補聴器支給経費（基準額137,000円）
- 補聴器再交付経費 ○事務経費 等

補助対象② 補助率：10/10
早期発見・早期対応に係る経費

- 加齢性難聴に係る普及啓発経費 等

補助対象③【加算】 補助率：10/10
適正な補聴器支給に係る経費

- 加齢性難聴に係る聴覚検診経費
要件：自治体内に補聴器相談医が在籍する医療機関がないこと

(単位：円)

補助基準額

	65歳以上高齢者人口					
	1万人未満	1万人以上～3万人未満	3万人以上～5万人未満	5万人以上～10万人未満	10万人以上～15万人未満	15万人以上
補助基準額①	10,000,000	28,000,000	47,000,000	93,000,000	140,000,000	186,000,000
補助基準額②	2,000,000	2,000,000	3,000,000	4,000,000	6,000,000	7,000,000
補助基準額③【加算】	7,000,000					

青梅市介護保険規則（抜粋）

第 6 章の 2 介護保険運営委員会

（会長および副会長）

第52条の 2 青梅市介護保険運営委員会（以下「委員会」という。）に
会長および副会長を置く。

2 会長および副会長は、委員が互選する。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第52条の 3 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員および臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員および臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会の設置）

第52条の 4 会長は、条例第11条第 2 項各号に規定する事項を調査審議するため、部会を設置することができる。

（関係者の出席等）

第52条の 5 会長は、委員会の会議に必要があると認めるときは、委員および臨時委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第52条の 6 委員会の会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認め、委員会の会議に出席した委員および臨時委員の過半数の同意を得たときは、非公開とすることができる。

（庶務）

第52条の 7 委員会の庶務は、介護保険担当課において処理する。

（その他）

第52条の 8 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

青梅市介護保険条例(抜粋)

第4章 介護保険運営委員会

(介護保険運営委員会)

第11条 介護保険の運営等に関し必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として青梅市介護保険運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 介護保険事業計画および高齢者保健福祉計画の円滑な実施に関すること。
- (2) 介護保険事業計画および高齢者保健福祉計画の策定に関すること。
- (3) 地域包括支援センターの設置、運営、評価等に関すること。
- (4) 地域密着型サービスの指定、運営、評価等に関すること。
- (5) その他介護保険の運営等に関し市長が必要と認める事項

3 委員会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員13人以内をもって組織する。

- (1) 被保険者の代表 4人
- (2) 事業者の代表 4人
- (3) 学識経験者 5人以内

4 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

6 臨時委員は、市長が委嘱する。

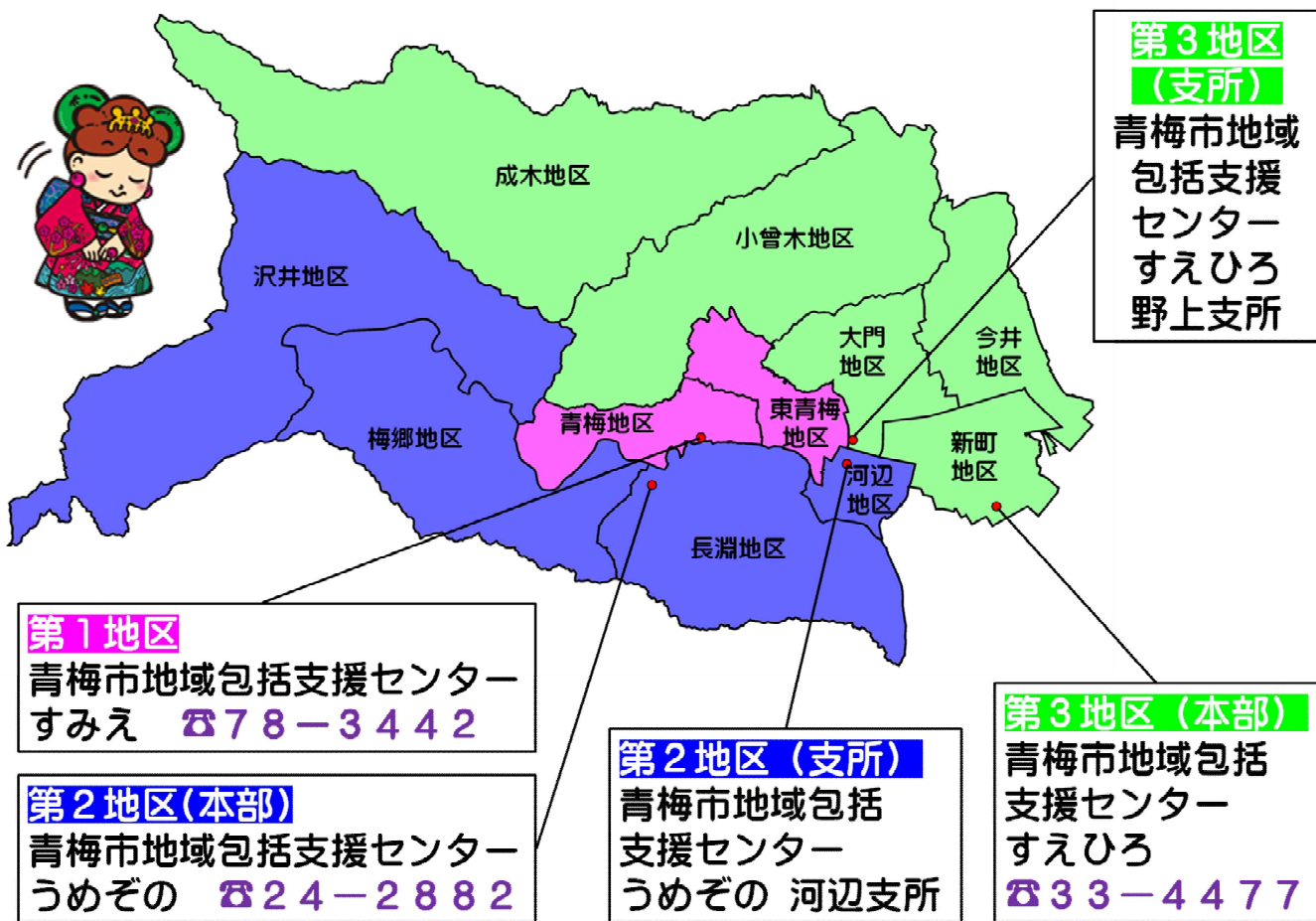
7 臨時委員の任期は、当該特別な事項の調査審議期間とする。

こんにちは！

青梅市地域包括支援センター です

青梅市地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者のみなさんやご家族を様々な面から支援するための総合相談窓口です。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が、高齢者の健康や生活、介護の困りごとなどのご相談を無料でお受けしています。

青梅市では、3か所の「地域包括支援センター」と2か所の「支所」による計5か所の窓口を設置しています。お気軽にご相談ください。



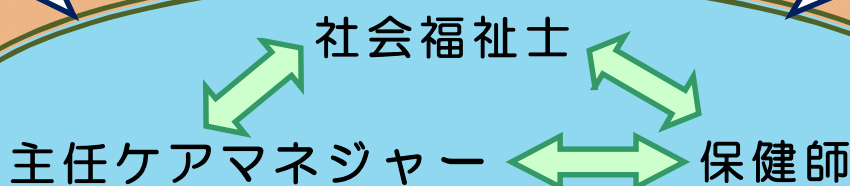
総合相談・支援

地域の高齢者やご家族からの相談を受け、介護保険サービスをはじめ、さまざまな制度や地域資源を活用した総合的な支援を行います。



権利擁護、虐待の 早期発見・防止

高齢者が安心して生活することができるように「権利擁護」（人権や財産を守る取り組みや消費者被害防止など）および「虐待防止」の窓口として、成年後見制度の活用や虐待の早期発見・防止をすすめます。



地域のケアマネジャーへの支援・ 地域づくりに向けた支援など

地域のケアマネジャーへの指導・助言やネットワークづくりなどを進めます。また、「高齢者が暮らしやすいまち」を目指して、さまざまな関係機関と連携し、地域づくりを支援します。

介護予防ケアマネジメント

要支援1・2の方や、基本チェックリスト該当者に対して、介護予防ケアプランを作成します。また、自主的な介護予防への取り組みを支援します。

	名 称	所 在 地	担 当 地 区	連絡先
第1地区	青梅市地域包括支援センター すみえ	住江町66	勝沼、西分町、住江町、本町、仲町、上町、森下町、裏宿町、天ヶ瀬町、滝ノ上町、大柳町、日向和田、東青梅、根ヶ布、師岡町	78-3442
第2地区	青梅市地域包括支援センター うめぞの	(本部) 駒木町3-594-1 (河辺支所) 河辺町10-6-1 トミタワー602	駒木町、長淵、友田町、千ヶ瀬町、河辺町、畑中、和田町、梅郷、柚木町、二俣尾、沢井、御岳本町、御岳、御岳山	24-2882
第3地区	青梅市地域包括支援センター すえひろ	(本部) 末広町1-4-5 (野上支所) 野上町4-4-5 藤村ビル3階	吹上、野上町、大門、塩船、谷野、木野下、今寺、新町、末広町、藤橋、今井、富岡、小曾木、黒沢、成木	33-4477

令和 6 年度青梅市介護保険運営委員会開催予定

回	開催日時	会場
1	令和 6 年 4 月 2 6 日 (金) 1 3 : 3 0 ~	議会棟 3 階 大会議室
2	令和 6 年 8 月 9 日 (金) 1 3 : 3 0 ~	議会棟 3 階 大会議室
3	令和 6 年 1 0 月 2 5 日 (金) 1 3 : 3 0 ~	議会棟 3 階 大会議室
4	令和 7 年 1 月 3 1 日 (金) 1 3 : 3 0 ~	議会棟 3 階 大会議室